（別紙）

家計支持者の定義について

Ⅰ	父母ともにいる場合	家計支持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（２名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ	父母が離婚調停中	家計支持者
1	父母が離婚調停中	父母（２名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（１名）
Ⅲ	父母が離婚	家計支持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（１名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（２名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（２名） ※再婚には事実婚も含みます。
Ⅳ	父母どちらか又は両方と死別、または意識不明	家計支持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（１名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮ら　しをしている	主に支援をしている親族（１名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している１名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（１名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ	あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）	家計支持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（１名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	